| | | |
|---|---|---|
| 第11条第１項 | 一般法定機能 | 第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「第一号算定対象電気通信役務」という。） |
| | 一般法定機能 | 第一号算定対象電気通信役務 |
| 第11条第２項 | 一般法定機能 | 第一号算定対象電気通信役務 |
| | 一般法定機能 | 第一号算定対象電気通信役務 |
| | 対象設備等 | 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設 |
| 第11条第３項 | 対象設備等 | 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設 |
| | 法第三十三条第五項機能に係るものにあっては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあっては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として | 接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて |
| 第11条第４項 | 第一種指定設備管理部門 | 設備管理部門及び設備利用部門 |
| | 第一種指定電気通信設備 | 設備管理部門及び設備利用部門 |
| 第11条第５項 | 対象設備等の第一種指定設備管理運営費 | 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用 |
| | 一般法定機能の | 第一号算定対象電気通信役務の |
| | 一般法定機能に係る接続料 | 電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金 |
| 第12条第１項及び第13条第１項 | 一般法定機能 | 第一号算定対象電気通信役務 |

４　１の項(2)及び２の項(2)の設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の欄には、当該電気通信役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

５　２の項(1)の収益の額の欄には、施行規則第14条第２号に規定する第一種公衆電話機の一台当たりの収益の額をアナログ公衆電話機の一台当たりの収益の額とみなして算定したものを記載することができる。